

一般社団法人西尾市スポーツ協会広告掲載取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、一般社団法人西尾市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 スポーツ協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（掲示のみの広告を含む）（以下「広告」という。）とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) スポーツ協会ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) スポーツ協会が広告の対象になるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適切でないと理事長が認めるもの

2 広告の範囲

- (1) 次の業種又は業者の広告は掲載しない。
 - ア 風俗営業及びその類似の業種
 - イ 消費者金融の業種
 - ウ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
 - エ 法律の定めない医療類似行為を行う施設又は業種
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続き中の事業者
- (2) 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
 - ア 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - イ 法律で禁止されている商品や、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷または排斥するもの
 - エ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせる又は、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に適切でないもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの

(広告の掲載位置)

第3条 掲載する広告の位置は、理事長が別に定める。

(広告の掲載規格、デザイン)

第4条 広告の規格は原則次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦120ピクセル 横250ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG形式で静止画
- (3) データ容量 4キロバイト以下
- (4) デザイン及び色彩 スポーツ協会のイメージに損なわないものであること

- 2 次の表記は、使用しないこととする。
 - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
 - (3) ラジオボタン（選択できるような誤解を与えるもの）
 - (4) テキストボックス（入力できるような誤解を与えるもの）
 - (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるような誤解を与えるもの）
- 3 デザイン等バナー広告表現に関する基準は、別に定める「スポーツ協会デザイン等広告表現に関する基準」による。

（広告掲載期間）

第5条 広告の掲載する期間は、原則として毎1年度とする。

- 2 開始日及び終了日は理事長が別に定めることができる。

（広告の掲載料）

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は類似広告の市場価格等を勘案し、理事長が別に定める。

（広告掲載希望者の募集）

第7条 広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集は、スポーツ協会ホームページで募集する。

- 2 理事長はホームページでの募集の別に、広告掲載の案内をすることができる。
- 3 広告主はスポーツ協会の賛助会員であり年会費を納めていること。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告主は、「(一社)西尾市スポーツ協会ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号)及び広告原稿とその電子データを、スポーツ協会が指定する期間内に提出する。

（広告掲載の決定）

第9条 理事長は、第2条の規制に基づき、広告掲載の可否を決定し、「(一社)西尾市スポーツ協会ホームページ広告掲載通知書(様式第2号)」により申込者に通知する。

（広告内容及び原稿の作成）

第10条 広告原稿は、広告主の負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの内規等に低触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

- 2 広告主の都合でデザインの変更やリンク先の変更を行う場合は、「(一社)西尾市スポーツ協会ホームページ広告掲載内容変更届」(様式第3号)を提出しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第12条 理事長は、第2条に規定する事実及び次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
 - (2) 指定する期日までに広告原稿（電子データ）の提出がないとき
 - (3) スポーツ協会への広告の掲載が適切でないと理事長が判断したとき
- 2 前項第3号の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない

(広告掲載の取り下げ)

- 第13条 広告主は、自己の都合により、スポーツ協会ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 前項の規定により年度内の広告掲載を取り下げるときは、「(一社)西尾市スポーツ協会ホームページ広告掲載取消届」(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

- 第14条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者から、広告に関して損害を被ったという請求がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

- 第15条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載がホームページ上において一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等をスポーツ協会に請求しないものとする。
- (1) スポーツ協会のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止。
- (2) 火災、地震、水害、落第等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他、スポーツ協会のコンピューターへの不正アクセス等に起因するサーバーダウン、通信回線の事故、障害による停止。

(その他)

- 第16条 この要項に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成30年9月14日から施行する